

第5号議案

公益社団法人への移行にかかる法人事業について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条の規定に基づく公益認定申請を行うため、定款第19条の規定により、公益社団法人への移行にかかる法人事業について議決を求める。

事業の区分	事業番号	事業の内容
公益目的事業	公1	特産品展示施設の管理運営事業 ○ ひょうごふるさと館運営事業 ○ 兵庫県庁舎物産展示コーナーの運営事業
	公2	インターネット等メディア活用による特産品に関する情報発信及び展示事業 ○ ホームページ等による情報提供事業 ・ホームページの活用 ・テレビ広報番組活用 ○ インターネットショッピングサイトの運営事業
	公3	物産展等開催事業 ○ 物産展開催事業 ○ 各種催物参加事業
収益事業等	収益事業 収1	特産品販売促進事業 ○ 特産品販売施設貸与事業 ○ ひょうごふるさと館における仕入販売事業 ○ カタログ等による特産品販売事業 ・ ノーサイプレゼント事業 ・ エコポイント交換事業 等
	その他の事業 他1	特産品普及啓発事業 ○ 出展助成事業 ○ 県内特産館等との連絡会議の開催 ○ ひょうごふるさと館友の会運営事業 ○ ふるさと発見バスツアー運営事業